

**3 所得から差し引かれる金額に関する事項 4 所得から差し引かれる金額**

はじめに「3所得から差し引かれる金額に関する事項」へ記入し、次に計算した「控除額」の金額を「4所得から差し引かれる金額」に記入してください。

**【社会保険料控除】**前年中にあなたが支払った国民健康保険税、後期高齢者医療保険料、介護保険料、国民年金保険料、その他社会保険料を記入してください。  
**【控除額】支払った金額の合計金額** 支払った保険料等の証明書を添付してください。

**【生命保険料控除】**あなたやあなたの親族を受取人とする生命保険契約に基づいて、前年中にあなたが支払った保険料の区分ごとに控除額を計算します。控除限度額合計70,000円  
**≪控除額の計算方法(下記A、B)≫支払った生命保険料などの証明書を添付してください。**

	年間の支払保険料	控除額	
<b>A【旧契約】</b>	一般生命、個人年金 それぞれに適用	～15,000円 支払保険料の全額 15,001～40,000円 支払保険料×0.5+7,500円 40,001～70,000円 支払保険料×0.25+17,500円	
	H23.12.31以前契約分	70,001円～ 35,000円(上限額)	
	<b>B【新契約】</b>	一般生命、個人年金、 介護医療 それぞれに適用	～12,000円 支払保険料の全額 12,001～32,000円 支払保険料×0.5+6,000円 32,001～56,000円 支払保険料×0.25+14,000円
		H24.1.1以後契約分	56,001円～ 28,000円(上限額)

※一般生命、個人年金が旧契約と新契約の両方がある場合は、それぞれ次の①②③の最も高い金額とします。①旧契約のみ適用(上限35,000円)②新契約のみ適用(上限28,000円)③新・旧契約の合計額を適用(上限28,000円)

**【地震保険料控除】**あなたやあなたと生計を一にする親族が所有する家屋等に係る地震保険契約等に基づいて、前年中にあなたが支払った保険料の区分ごとに控除額を計算します。

	年間の支払保険料	控除額	※旧長期契約損害保険料・・・
地震	～50,000円	支払保険料×0.5	平成18年12月31日までに締結した長期損害保険契約等(保険期間や共済期間が10年以上の契約で、満期返戻金などを支払う旨の特約があるものなど)で平成19年1月1日以後契約の変更をしていないもの
	50,001円～	25,000円(上限額)	
※旧長期	～5,000円	支払保険料の全額	
	5,001～15,000円	支払保険料×0.5+2,500円	
地震、旧長期の両方がある場合は、	限度額は25,000円		

支払った保険料の証明書を添付してください。

**【寡婦控除】「ひとり親控除」**あなたが寡婦、ひとり親に該当する場合は、□に✓を記入してください。  
**【勤労学生控除】**あなたが学生で、合計所得金額が75万円以下の場合、□に✓を記入し、学校名を記入してください。**【控除額】右記の控除額一覧表をご覧ください。**

**【障害者控除】**あなたやあなたが扶養している配偶者その他の親族が障害者に該当する場合は、氏名及び障害の程度を記入してください。**【控除額】右記の控除額一覧表をご覧ください。**

**【配偶者控除・扶養控除】**前年の12月31日現在、あなたと生計を一にし、前年の合計所得金額が48万円以下の配偶者・親族が対象となります。ただし、他の方の控除対象、事業専従者の方は対象になりません。控除の対象となる方の氏名などを記入してください。**【控除額】右記の控除額一覧表をご覧ください。**  
**【配偶者特別控除】**扶養者の合計所得金額が1,000万円以下の場合、配偶者の合計所得金額が48万円を超えた場合でも、配偶者の所得金額に応じて所得控除を受けることができます。扶養者の合計所得によって適用される控除額が異なります。扶養者の所得が900万円以下の場合、下記の控除額となります。合計所得金額が900万円を超える方については、税務課までお問合せください。

配偶者の合計所得金額	控除額	配偶者の合計所得金額	控除額
480,001～1,000,000円	330,000円	1,150,001～1,200,000円	160,000円
1,000,001～1,050,000円	310,000円	1,200,001～1,250,000円	110,000円
1,050,001～1,100,000円	260,000円	1,250,001～1,300,000円	60,000円
1,100,001～1,150,000円	210,000円	1,300,001～1,330,000円	30,000円

**【医療費控除】**あなたやあなたと生計を一にする配偶者・その他の親族の治療のために前年中に支払った医療費等が一定額を超えた場合に対象となる控除です。従来の「医療費控除」と「セルフメディケーション税制による医療費控除」のいずれかを選択します。  
**【控除額】一般:従来の医療費控除(限度額200万円)**  
 支払った医療費－保険金などで補てんされる金額※－総所得金額等の5%(上限10万円)  
**【控除額】特例:セルフメディケーション税制による特例の控除(限度額88,000円)**  
 特定の医薬品の購入費－保険金などで補てんされる金額※－12,000円  
 ※「保険金などで補てんされる金額」・・・支払った医療費のうち、保険金などで補てんされる金額(出産育児一時金、配偶者出産育児一時金、高額療養費など)の合計金額

**町民税・県民税申告書の書き方**

「1月1日現在の住所」、「現住所」、「氏名、フリガナ」、「生年月日」、「職業」、「電話番号」、「個人番号(マイナンバー)」などを記入してください。申告時には、なりすまし等を防止するため、番号法に基づき本人確認(番号確認、身元確認)を行います。通知カードなど**【個人番号確認書類】**と**【本人確認書類】**の提示をお願いします。

令和7年度分 市町村民税 申告書 整理番号

表

分譲課税に係る所得等のある方は、「市町村民税・道府県民税申告書(分譲課税等用)」をあわせて提出してください。

3 所得から差し引かれる金額に関する事項

1 収入金額等

2 所得金額

4 所得から差し引かれる金額

5 給与・公的年金等に係る所得以外の町民税・県民税の納税方法

**所得のなかった方は、2所得金額欄の合計⑫に0を記入して提出してください**

申告がない場合には、国民健康保険税や介護保険料が正しく計算されない、各種行政サービスが受けられないなどの影響があります。

**1 収入金額等 2 所得金額**

**【収入金額等】**前年中(令和6年1月1日から令和6年12月31日まで)の収入(権利の確定した)金額を記入してください。

**【所得金額】**収入金額から必要経費等を差し引いた金額を記入してください。

「事業」、「不動産」、「配当」、「雑(その他)」、「総合譲渡」、「一時」の所得がある方は、申告書[裏面]の「所得に関する事項」欄に内訳を記入してください。

**【給与所得】のある方** 所得金額の求め方は下表のとおりです。給与等の支払者から交付された**「給与所得の源泉徴収票(原本)を添付してください。**

給与等の収入金額 (源泉徴収票の支払金額)	給与所得の金額	日給などの給与所得のある方で、源泉徴収票のない方は、申告書[裏面]の「給与所得の内訳」欄に記入してください。
～1,618,999円	①-550,000円 千円未満は0円	
1,619,000～1,619,999円	1,069,000円	
1,620,000～1,621,999円	1,070,000円	
1,622,000～1,623,999円	1,072,000円	
1,624,000～1,627,999円	1,074,000円	※給与収入が850万円を超える方は、要件により計算方法が異なりますので、税務課までお問合せください
1,628,000～1,799,999円	①÷4=② (千円未満の端数切捨て) ②×2.4+100,000円	
1,800,000～3,599,999円	②×2.8-80,000円	
3,600,000～6,599,999円	②×3.2-440,000円	
6,600,000～8,499,999円	①×0.9-1,100,000円	
8,500,000円以上	①-1,950,000円*	

**【所得金額調整控除】**給与所得及び公的年金等に係る雑所得の合計額が10万円を超える場合は、次の金額を上記の給与所得金額から控除します。(⑥欄には所得金額調整控除後の金額を記入してください。)

給与所得金額 (10万円を限度) + 公的年金等に係る雑所得金額 (10万円を限度) - 10万円

**【公的年金等に係る雑所得】のある方** 公的年金等の雑所得以外の合計所得金額によって適用される計算方法が異なります。公的年金等の雑所得以外の合計所得金額が1,000万円以下の場合、下記の金額となります。合計所得が1,000万円を超える方については、税務課までお問合せください。

	公的年金等の収入金額 (源泉徴収票の支払金額)	公的年金等の雑所得の金額
昭和35年1月2日以後に生まれた方 (65歳未満)	～1,299,999円	①-600,000円 マイナスの場合は0
	1,300,000～4,099,999円	①×0.75-275,000円
	4,100,000～7,699,999円	①×0.85-685,000円
	7,700,000～9,999,999円	①×0.95-1,455,000円
昭和35年1月1日以前に生まれた方 (65歳以上)	～3,299,999円	①-1,100,000円 マイナスの場合は0
	3,300,000～4,099,999円	①×0.75-275,000円
	4,100,000～7,699,999円	①×0.85-685,000円
	7,700,000～9,999,999円	①×0.95-1,455,000円

公的年金等の支払者から受領した**「公的年金等の源泉徴収票(原本)を添付してください。**

**控除を計算して記入 控除額一覧表**

控除の種類	控除額	控除の種類	控除額
基礎控除※1	430,000円	配偶者控除	一般 330,000円
寡婦控除	260,000円	配偶者控除 ※4	老人(70歳以上)～S30.1.1生 380,000円
ひとり親控除※2	300,000円	扶養控除 ※5	一般(下記以外の16歳以上) 330,000円
勤労学生控除	260,000円		特定(19歳以上23歳未満) H14.1.2～H18.1.1生 450,000円
障害者控除	一般の障害者 260,000円		老人(70歳以上)～S30.1.1生 380,000円
	特別障害者※3 300,000円		同居老親(70歳以上)～S30.1.1生 450,000円
	同居特別障害者 530,000円		

※1 合計所得金額が2,400万円以下の場合の金額となります。合計所得が2,400万円を超える方については、お問合せください  
 ※2 婚姻(事実婚含む)していない方で扶養親族である子がおり、かつ合計所得金額が500万円以下の方  
 ※3 身体障害者手帳1級・2級、精神障害者保健福祉手帳1級など 重度の障害のある方  
 ※4 扶養者の合計所得金額が900万円以下の場合適用となる控除額です  
 ※5 16歳未満(H21.1.2～R7.1.1生)の扶養親族は扶養控除の対象にはなりません

**5 「給与・公的年金等に係る所得以外の町民税・県民税の納税方法」**

給与・公的年金以外の所得(不動産所得・雑所得など)がある方は、その所得に対する町民税県民税の納税方法を選択することができます。希望する納税方法を○で囲んでください。

- 給与から差引き(特別徴収)を希望した場合  
町から勤務先を通じて通知する税額が、毎月の給与から差し引かれます。
- 自分で納付(普通徴収)を希望した場合

**＜「配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除」、「寄附金税額控除」を受けようとする場合＞**  
 申告書裏面の14「配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除に関する事項」、15「寄附金に関する事項」へ記入してください。

# 令和7年度分 町民税・県民税の申告 について

この申告書は、昨年度に申告した方などへ送付しております。

個人町民税・県民税は、個人の所得に応じてかかる税金で、1年間（1月～12月）のすべての所得から税額が算定されます。この申告は、町民税・県民税の課税資料となる非常に重要なものですので、**令和7年3月17日（月）まで**に提出してください。

また、この申告内容は、国民健康保険税、介護保険料や後期高齢者医療保険料など、その他の税や料などの算定基礎となりますので、お忘れなくご申告ください。

**申告書には  
マイナンバーの記載が必要です**

社会保障・税番号制度（マイナンバー制度）の導入に伴い、申告書には個人番号（マイナンバー）の記載が必要です。申告書を提出いただく際には、なりすましなどを防ぐために、番号法※に基づき本人確認（番号確認、身元確認）を行います。個人番号確認書類、身元確認書類の提示（郵送提出の場合は写しの添付）をお願いします。

※番号法：行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律

## 申告に必要なものと注意事項

### (1) 必要なもの

- ①同封の申告書
- ②「給与所得\*」「公的年金等」の源泉徴収票（原本）
- ③「生命保険料」「地震保険料」「国民健康保険税」「国民年金保険料」などの証明書
- ④その他控除に必要な証明書、収支内訳書など
- ⑤個人番号確認書類（マイナンバーカード、通知カードなど）
- ⑥身元確認書類（マイナンバーカード、住民基本台帳カード、運転免許証、パスポートなど）

\*所得とは…「収入金額」－「収入から差し引かれる金額」＝「所得金額」となります

### (2) 注意事項

- ①医療費控除は「医療費控除の明細書」が必要です。詳しくは、「税申告のおしらせ」（広報まつだ令和7年1月号）に挟み込み）または、町ホームページをご覧ください。
- ②農業所得、不動産所得、事業所得の申告をされる方は、収支内訳書を作成しておいてください。
- ③租税公課に固定資産税を計上される方は、令和6年度固定資産税納税通知書または固定資産課税明細書をご利用（提示）ください。

## 町民税・県民税の申告をしなければならない方

### (1) 令和7年1月1日現在松田町に住所があり、令和6年中に所得があった方

- ①商業・工業・農業などの事業所得、不動産所得、譲渡所得、一時所得などのあった方
- ②給与所得のほかに、所得があった方
- ③給与所得のみでも、勤務先から町役場へ給与支払報告書が提出されていない方
- ④医療費控除や雑損控除などを受けようとする方

**ただし、所得税（国税）の確定申告をされた方は、この申告書を提出する必要はありません。**

### (2) 令和7年1月1日現在松田町に事務所・事業所又は家屋敷を有する方で、町内に住所を有しない方

（均等割だけ課税されます）

※ **収入のなかった方**でも、国民健康保険税や各種福祉制度などに影響しますので、右の二次元コードからオンラインで申告いただくか、申告書表面の「**2所得金額欄の合計⑫**」に0と記入して申告してください。

町県民税などの不申告等に関する過料（罰則規定）が法律で規定されておりますので、必ず申告をしてください

**申告書の提出先** 松田町役場 税務課窓口、オンラインまたは下記の申告相談会場で受け付けます。

## 申告相談会場

【松田地区】		【寄地区】	
場 所	場 所	月 日	受付時間
松田町役場 1階 1AB会議室	田代地域集会施設	2/6	9:00～11:30
期 間	弥勒寺多目的集会施設	(木)	13:00～16:00
2/14（金）～3/12（水） 土、日および祝日を除く	宇津茂地域集会施設	2/7	9:00～11:30
受 付 時 間	虫沢地域集会施設	(金)	13:00～16:00
9:00～11:00※ 13:00～16:00 ※寄地区より短くなります	萱沼地域集会施設	2/10	9:00～11:30
		(月)	13:00～16:00

**郵送の場合**…〒258-8585 松田町松田惣領2037番地 松田町役場 税務課 町民税係

●収入のなかった方 右の二次元コードを読み取り、マイナポータルからも申告いただけます。



**町民税・県民税申告書の書き方は、裏面をご覧ください。**

## 《ご注意ください！》

次のような場合には、**町民税・県民税の申告ではなく、所得税（国税）の確定申告が必要です**。確定申告の必要な方が、申告しない場合や誤った申告をした場合は、加算税や延滞税が加算される場合があります。

なお、確定申告をした場合は、町民税・県民税の申告は必要ありません。

## 所得税（国税）の確定申告が必要な方

### ●給与所得があり、次のいずれかに該当する方

- ①給与の収入金額が2,000万円を超える
- ②源泉徴収の対象となる給与を受けていて、給与所得以外の所得が20万円を超える
- ③2ヶ所以上から給与を受けている
- ④勤務先で源泉徴収されていない

### ●令和6年中の各種所得（事業所得・不動産所得・譲渡所得など）がある方で、所得金額の合計が、所得から差し引かれる金額（控除）の合計を超える方

### ●令和6年の途中で退職した後に年末調整を受けていない方 など

## 【年金所得がある方の確定申告】

公的年金等の収入金額が400万円以下で、公的年金等以外の所得金額が20万円以下である場合には、所得税（国税）の確定申告書の提出は不要となります。

ただし、医療費控除などによる所得税の還付を受ける場合などは確定申告が必要です。

※ 確定申告についての詳細は、小田原税務署（電話0465-35-4511）までお問い合わせください

問い合わせ先 松田町役場 税務課 町民税係 電話0465-83-1224

郵送する場合に、切り取って宛名としてご利用ください。

〒258-8585  
松田町松田惣領2037番地  
松田町役場 税務課 町民税係 行

（町県民税申告書在中）